



目 次

訓 令	ページ
◎高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更 (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示 (5件) (")	1
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (8・3揭示)	2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (")	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (")	2

訓 令

高知県訓令第12号

本 庁
労働委員会事務局
採用委員会事務局
各 出 先 機 関

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成29年8月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

高知県職員安全衛生管理規程（昭和61年8月高知県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号中「農業振興部」を「文化生活スポーツ部スポーツ課、農業振興部」に改め、同条第5号中「農業振興部」を「文化生活スポーツ部スポーツ課並びに農業振興部」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年8月8日から施行し、改正後の高知県職員安全衛生管理規程の規定は、同年4月1日から適用する。

告 示

高知県告示第572号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年8月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
香南市（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
魚つき
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第573号

平成29年4月農林水産省告示第614号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年8月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
中村市具同1220番地
 - 氏名
山崎 浩司
- 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成7年1月農林水産省告示第73号
 - 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・

期間及び樹種について

高知県告示第574号

平成29年4月農林水産省告示第638号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年8月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - ア 登記簿記載の住所
高岡郡仁淀村別枝1943番地
イ 氏名
中平 初男
 - ア 登記簿記載の住所
広島県安芸郡海田町東海田915番地
イ 氏名
成瀬 勇清
 - ア 登記簿記載の住所
岡山県倉敷市酒津1664番地3
イ 氏名
中野 盛政
- 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成7年1月農林水産省告示第135号
 - 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第575号

平成29年4月農林水産省告示第639号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び安田町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年8月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - ア 登記簿記載の住所
安芸市穴内甲72番地6
イ 氏名
野町 敦子
 - ア 登記簿記載の住所
安芸郡安田町小川10番地

イ 氏名
三谷 金吾

(3)ア 登記簿記載の住所
宮城県仙台市青葉区国見ヶ丘二丁目24番地6

イ 氏名
池田 治英

(4)ア 登記簿記載の住所
高知市大津乙680番地1

イ 氏名
和田 広男

(5)ア 登記簿記載の住所
室戸市吉良川町甲2126番地

イ 氏名
貝川 亀三郎

(6)ア 登記簿記載の住所
徳島市末広四丁目5番38-1号

イ 氏名
池田 慎二郎

(7)ア 登記簿記載の住所
高知市朝倉本町二丁目8番地9号

イ 氏名
小松 平八

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成7年1月農林水産省告示第94号

(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第576号
平成29年5月農林水産省告示第837号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を北川村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成29年8月8日
高知県知事 尾崎 正直

1 所在不分明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所
高知市葛島二丁目5番30号

イ 氏名
山口 龍彦

(2)ア 登記簿記載の住所
高知市朝倉町137番地

イ 氏名
山口 雅子

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成6年2月農林水産省告示第235号

(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第577号
平成29年5月農林水産省告示第838号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を室戸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成29年8月8日
高知県知事 尾崎 正直

1 所在不分明の森林所有者

(1) 登記簿記載の住所
広島県安佐北区倉掛二丁目5番29号

(2) 氏名
米沢 善脩

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成6年3月農林水産省告示第496号

(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第50号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,488人である。
平成29年8月3日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第51号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知

県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、170,727人である。
平成29年8月3日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第52号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。
平成29年8月3日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	93,616人
室戸市・東洋町選挙区	5,064人
安芸市・芸西村選挙区	6,324人
南国市選挙区	13,453人
土佐市選挙区	7,872人
須崎市選挙区	6,428人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	8,099人
土佐清水市選挙区	4,246人
四万十市選挙区	9,829人
香南市選挙区	9,439人
香美市選挙区	7,666人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,286人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,575人
吾川郡選挙区	8,661人
高岡郡選挙区	17,164人
黒潮町選挙区	3,404人